

国内募集型企画旅行条件書

※お申込みの際は必ず印刷または保存のうえ、本旅行条件書をお読みください。

＜本旅行条件書の意義＞

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

1. 本旅行は、株式会社R-DEPOT(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、本旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
2. 旅行契約の内容および条件は、当社ウェブサイト、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前に交付する確定書面(最終旅行日程表)および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送機関・宿泊施設・体験提供事業者・ガイド等が提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けられるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
4. 本旅行は、添乗員は同行せず、必要に応じて現地ガイドが同行します。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

1. 当社は、当社ウェブサイト、予約管理システム(BOKUN等)または電子メール等を通じて旅行のお申し込み(以下「申込リクエスト」といいます)を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、宿泊施設・ガイド等の手配可否を確認のうえ、手配可能な場合に限り、当社が予約の承諾の旨を通知します。
2. 旅行代金については、支払期日までに当社にお支払いしていただきます。この期間内に旅行代金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
3. 当社が指定する期限までに旅行代金の支払いを完了した時点で、当社が契約の締結を承諾したものとし、旅行契約が成立します。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。
4. 旅行代金の支払いは、原則としてクレジットカード決済(Stripe等の決済サービス)によるものとします。
5. 旅行契約成立後であっても、当社の責に帰さないやむを得ない事由により、宿泊施設またはガイド等の手配が不能となった場合には、当社は旅行契約を解除し、受領した旅行代金の全額を返金します。
6. 旅行参加にあたり特別な配慮を必要とする場合は、申込時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに対応します。これに要する費用は、お客様の負担となる場合があります。

3. ウエイティングの取扱い

1. 当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウエイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。この場合、旅行契約は成立しておらず、取消料は発生しません。
2. ウエイティング登録中に手配が可能となり、当社がお客様に対して契約締結を承諾する旨を通知し、かつお客様が指定期限までに旅行代金の支払いを完了した時点で、旅行契約が成立します。
3. ウエイティング登録期間内に契約が成立しなかった場合、当該申込はなかったものとして取り扱います。

4. 申込条件

1. 18歳未満の方は、親権者の同意を得たうえでお申し込みください。15歳未満の方は、原則として保護者の同行を条件とする場合があります。
2. 旅行の内容により、年齢、健康状態、資格、技能その他当社が定める条件を満たさない場合には、お申し込みをお断りすることがあります。
3. 健康上の不安、食物アレルギー、身体障がい、妊娠中または妊娠の可能性がある場合等、特別な配慮を必要とする場合は、必ず申込時にお申し出ください。
4. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のため、介助者の同行、医師の診断書の提出、旅行内容の一部変更等を条件とすることがあります。
5. 宗教施設・文化施設を訪問する旅行においては、当該施設の規則および当社スタッフ・ガイドの指示に従っていただきます。
6. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがある場合、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断した場合には、ご参加をお断りすることがあります。
7. 暴力団等の反社会的勢力に該当する場合、または当社に対し不当な要求・威迫的言動を行った場合には、ご参加をお断りします。

5. 契約書面および確定書面(最終旅行日程表)

1. 当社は、旅行契約成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、取消条件その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)を、電子的方法(電子メール等)により交付します。電子的方法により交付された契約書面は、お客様に到達した時点で交付されたものとみなします。
2. 契約書面において、利用予定の宿泊施設・運送機関等が確定していない場合には、旅行開始日前日までに、それらの確定内容を記載した書面(以下「確定書面(最終旅行日程表)」)といいますが、旅行開始日の前日から起算して7日以内に申し込みがあった場合は、旅行開始日までに交付します。
3. 当社が旅程管理責任を負う旅行サービスの範囲は、契約書面および確定書面に記載された内容に基づくものとします。

6. 旅行代金のお支払い期日

1. 原則として、旅行代金は、当社が手配可能である旨を通知した日から、当社が指定する支払期限までにお支払いいただきます。
2. 原則として、旅行開始日の前日から起算して14日前に当たる日(以下「基準日」といいます)より前にお支払いいただくものとします。
3. 基準日以降にお申し込みされた場合は、当社が指定する期日までに、旅行代金の全額をお支払いいただきます。
4. 支払期限までに旅行代金の支払いが確認できない場合は、当該申込みはなかったものとして取り扱います。

7. 旅行代金の適用

1. 旅行代金は、原則として満12歳以上を同一料金とします。ただし、旅行商品ごとに別途定める場合があります。
2. 旅行代金は、当社が手配可能である旨を通知する際に提示する金額とし、確定書面に記載された金額をもって確定します。
3. 本条件書における「旅行代金」とは、募集広告、ウェブサイト、確定書面等において旅行代金として表示した金額をいい、取消料、違約料その他の算定の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金(入場料、体験プログラム参加費、ガイド費用等)およびこれらに係る消費税等の諸税・サービス料。
2. パンフレット、ウェブサイトまたは確定書面において「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用。
3. 前各号の費用については、お客様の都合により一部を利用されなかった場合であっても、原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 個人的性質の諸費用(追加飲食代、通信費、洗濯代等)およびそれに伴う税・サービス料。
2. 旅行日程に含まれていない交通費、入場料、体験費用等。
3. お客様の希望により発生する追加費用(客室のアップグレード、特別注文の料理等)。
4. 自宅から集合・解散場所までの交通費および宿泊費。

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約成立後であっても、天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に速やかにその理由および当該事由との因果関係を説明したうえで、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においては、変更後に説明することがあります。

11. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更することがあります。

1. 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合には、その増減額の範囲内で旅行代金を変更します。この場合、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して15日前までにお客様に通知します。
2. 前号により適用運賃・料金の大幅な減額がなされた場合には、その減額分について旅行代金を減額します。

3. 第10項に基づき契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少した場合には、その変更差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足に起因する変更の場合は除きます。
4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をあらかじめ表示している場合において、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、表示した条件に従い旅行代金を変更することがあります。

12. お客様の交替

1. お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の方法により必要事項を通知し、当社が定める手数料をお支払いいただきます。なお、既に宿泊等の手配が完了している場合には、別途、再手配に要する実費を申し受けることがあります。
2. 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時点で効力を生じ、譲り受けた方は、当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。なお、当社は合理的な理由がある場合、交替をお断りすることがあります。

13. お客様による旅行契約の解除(取消料)

1. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- ① お客様は、当社ホームページ、募集広告、確定書面等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- ② 契約解除のお申し出は、当社が別途定める方法により、当社の営業時間内に行うものとします。

(2) 取消料をお支払いいただかない解除

- ① 次の各号に該当する場合には、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ア. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が重要なものである場合に限りです。
 - イ. 第11項の規定に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - エ. 当社が第5項に定める最終旅行日程表を、同項に定める期日までに交付しなかったとき。
 - オ. 当社の責に帰すべき事由により、募集広告または確定書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

2. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- ① お客様のご都合により、旅行開始後に旅行契約の全部または一部を解除された場合は、原則として一切の払い戻しはいたしません。
- ② お客様の責に帰さない事由により、募集広告または確定書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該提供を受けられなくなった旅行サービスに係る部分の契約を、取消料を支払うことなく解除することができます。
- ③ 前号の場合において、当社は、旅行代金のうち、当該旅行サービスの提供を受けられなかった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払うべき費用を差し引いた額を払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

1. 旅行開始前の解除

(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、旅行開始前に旅行契約の全部または一部を解除することがあります。

- ① お客様が第6項に定める期日までに旅行代金をお支払いいただかないとき。
- ② お客様が、当社があらかじめ明示した旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- ③ お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ④ 最少催行人員に達しなかったとき。
- ⑤ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じ、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑥ 当社の責に帰さない事由により、当該旅行の実施に不可欠な手配(現地ガイド、通訳コンシェルジュ、宿坊関係者、体験提供者その他の主要な人的手配)について、疾病、事故、忌引その他やむを得ない事由により、当該手配が不能となり、代替手配によっても旅行の目的を達成できないと当社が判断したとき。

(2) 解除の通知および払い戻し

- ① 前項⑤又は⑥に該当する場合においては、当社は、当該事情が判明し次第、速やかにお客様にその旨を通知します。
- ② 当社は、既に收受している旅行代金の全額を払い戻します。
- ③ この場合において、当該解除が当社の故意又は過失によるものでないときは、当社は旅行の中止に伴う損害賠償責任を負いません。

2. 旅行開始後の解除

(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、お客様に理由を説明したうえで、旅行契約の全部または一部を解除することがあります。

- ① お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- ② お客様が、当社又は現地ガイド等の指示に従わず、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止その他当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- ④ 当社の責に帰さない事由により、当該旅行の実施に不可欠な手配(現地ガイド、通訳コンシェルジュ、宿坊関係者、体験提供者その他の主要な人的手配)について、疾病、事故、忌引その他やむを得ない事由により、当該手配が不能となり、代替手配によっても旅行の目的を達成できないと当社が判断したとき。

(2) 前項④により当社が旅行契約を解除した場合には、

- ① 解除された旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又は支払うべき費用があるときは、当該費用はお客様の負担とします。
- ② 当社は、旅行代金のうち、未提供の旅行サービスに係る部分から、前号の費用を差し引いた金額を払い戻します。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合、または第13項および第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、次の期間内に払い戻します。

1. 旅行開始前の解除による払い戻し
解除の翌日から起算して7日以内
2. 旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻し
契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

なお、払い戻しに要する振込手数料等は、お客様の負担とする場合があります。

16. 旅程管理

1. 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、次に掲げる業務を行います。
ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 1. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 2. 前号の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
2. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、団体で行動していただく場合には、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社または当社が手配する現地ガイド等の指示に従っていただきます。

【現地ガイド同行プラン】

3. 現地ガイド同行表示コースには、原則として旅行目的地において、当社が手配した現地ガイドが同行し、本項1に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
現地ガイドの業務範囲および同行区間は、確定書面(最終旅行日程表)に明示します。

【添乗員】

4. 当社の募集型企画旅行には、原則として添乗員は同行いたしません。

17. 当社の責任および免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. お客様が次に掲げる事由により損害を被られた場合においては、当社は前項の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (1) 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (2) 運送・宿泊機関等の事故または火災
 - (3) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらにより生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (4) 官公署の命令等

- (5) 自由行動中の事故
- (6) 食中毒
- (7) 盗難
- (8) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等

18. お客様の責任

1. お客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為、またはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を被った場合には、当社はお客様からその損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するにあたって、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に契約書面または確定書面に記載された旅行サービスと異なる内容の提供を受けたと認識したときは、旅行地において速やかに当社または当該旅行サービス提供者にその旨を申し出ていただきます。

19. 特別補償

1. 当社は、第17項に基づく当社の責任の有無を問わず、当社標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に定める特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
2. 本項1にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ホームページ、パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
3. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
4. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められ、またはお土産品などの当社が指定する補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
5. 当社が本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものいたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

20. 旅程保証

1. 当社は、契約書面または確定書面に記載した旅行内容の重要な変更が生じた場合には、当社標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に定める旅程保証規程に基づき、変更補償金を支払います。
2. 次に掲げる事由による変更については、変更補償金の支払い対象とはなりません。
 - (1) 悪天候を含む天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令
 - (2) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延、スケジュール変更等
 - (3) お客様の生命または身体の安全確保のために必要な変更
3. 変更補償金の額は、旅行代金に所定の率を乗じた額とし、1募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、1名あたり1,000円未満の場合は支払いません。
4. 変更補償金の詳細および対象となる変更内容は、当社標準旅行業約款に定める旅程保証規程によります。

21. 通信契約により旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード決済会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、「所定の伝票への署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件として、電話、電子メール、インターネットその他の通信手段により旅行のお申し込みを受け付ける場合があります(以下「通信契約」といいます)。

1. 通信契約についても、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に準拠いたします。
2. 本項における「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。
3. 通信契約のお申し込みの際し、会員は、募集型企画旅行の名称、出発日、氏名、連絡先、クレジットカード番号、有効期限その他当社が指定する事項を当社にお申し出いただきます。

4. 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する旨の通知を発し、当該通知が会員に到達した時に成立します。
5. 会員の有するクレジットカードが無効である等の理由により、旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できない場合は、当社は旅行契約の締結をお断りすることがあります。
6. 当社は、提携会社のカードを利用し、署名なくして契約書面または確定書面に記載する旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
7. インターネット等の情報通信技術を利用して旅行のお申し込みを受け付ける場合、当社は契約書面または確定書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子的方法により提供することがあります。
8. 会員の使用する通信機器に、前号の事項が記録されたことを当社が確認した時点で、書面の交付があったものとみなします。

22. 個人情報の取扱いについて

当社の個人情報の取扱いに準拠します。

連絡先等はこちらをご確認ください。

<https://r-depot-tourism.com/the-zenkoji-retreat/>

23. その他

1. お客様が個人的な案内、買物、別行動等をガイド等に依頼された場合、それに伴う費用はお客様のご負担となります。
2. 当社は、お客様の便宜を図るため土産物店等にご案内することがありますが、購入はお客様ご自身の責任において行っていただきます。
3. 旅行中に事故等が発生した場合は、直ちに確定書面等に記載された連絡先までご連絡ください。
4. お客様の疾病、傷害等により保護を要する状態であると当社が判断した場合、必要な措置を講じることがあります。この場合、当社の責に帰すべき事由によらないときは、その費用はお客様のご負担となります。
5. 集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れたことにより旅行に参加できなかった場合、当社はその責任を負いません。
6. 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
7. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
8. 手荷物の運送は、当該運送機関の責任において行われます。

24. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定めのない事項については、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款は、当社ホームページに掲載しております。

25. ご旅行条件の基準

本旅行条件は、2026年2月1日を基準日として作成しております。

旅行代金算出の基準日は、各募集広告または確定書面において明示します。